

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

大阪府・兵庫県の特定最低賃金

～ 特定の産業についての最低賃金改定状況 ～



産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	844(819)	H29.10.1
塗料製造業	930(912)	*H29.11.30	932(918)	H29.12.1
鉄鋼業	926(908)	H29.11.30	922(906)	H29.12.1
はん用機械器具製造業、生産用 機械器具製造業、業務用機械 器具製造業	912(894)	H29.11.25	900(886)	H29.12.1
暖房・調理等装置、配管工事用 附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業	912(894)	H29.11.25	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械 器具製造業	910(885)	H29.11.30	852(840)	H29.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	933(919)	H29.12.1
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	—	—	855(842)	H29.12.1
各種商品小売業	—	—	844(819)	H29.10.1
自動車小売業	910(884)	H29.11.30	861(850)	H29.12.1
自動車・同附属品製造業	914(892)	H29.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	910(885)	H29.11.30	—	—

★表中の()内は改定前の金額、*印の欄については、公示前のH29.10.27現在での予定ですので、変更されることがあります。

★特定最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。
大阪府最低賃金は909円、兵庫県最低賃金は844円です。